

平成25年11月20日

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく所管行政庁各位

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会
委員長 岡田恒男

耐震判定委員会の活用について

拝啓 貴庁におかれましては時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本委員会の活動に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会では、本委員会に参加する団体等が設置した、建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会（以下「耐震判定委員会」という。）について、かねてよりホームページに公開しているところですが、今般、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）の改正を踏まえ、耐震判定委員会の公平性、公正性を一層高めるため、別紙1による改訂の考え方にに基づき耐震判定委員会登録要綱（抄）（別紙2）を制定（改訂）し、この要綱に基づいて登録した耐震判定委員会については下記ホームページ並びに各耐震判定委員会設置者のホームページ等で公開することといたしました。

今般の耐震改修促進法の改正により、既存耐震不適格建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物については、一定期限内の耐震診断義務化と結果の公表が実施されることとされ、また、所管行政庁から建築物の地震に対する安全性に係る認定を受けた建築物の所有者は、基準適合認定建築物のプレートが表示できることとされました。

貴庁におかれましては、これらの施策の推進にあたり、必要により、本委員会に登録した耐震判定委員会の積極的なご活用を計られたくお願いいたします。

敬具

記

耐震判定委員会掲載ホームページアドレス

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/nw/nwindex50.html>

平成 25 年 7 月 9 日

耐震判定委員会登録要綱の改訂の考え方について

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（以下「全国耐震ネットワーク委員会」という。）は、耐震診断、耐震改修等の推進に関し、国及び地方公共団体を支援するために、平成 7 年に、国の助言を受けて建築関係団体が設立した団体である。

当初は、当時の民法上の公益法人のみが会員であったが、今では、すべての都道府県といくつかの都道府県以外の地方公共団体も会員となっており、更に、民間の確認検査機関も参加している。

耐震判定委員会は、現在では、既存建築物の耐震診断の結果、あるいは、耐震改修計画の妥当性を判断しているもので、この判定結果は、国及び地方公共団体が建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく計画の認定、あるいは、補助金交付の決定などを行う際の重要な判断資料となっている。

耐震判定委員会の設置、運営等に関しては、当初はこれを設置する全国耐震ネットワーク委員会参加団体に任されていた。

しかし、耐震判定委員会の社会的信用が高まり、国及びほとんどの地方公共団体が、耐震改修促進法に基づく計画の認定、あるいは、補助金交付の決定などに際し、全国耐震ネットワーク委員会参加団体が設置している耐震判定委員会の判定結果を必要条件とするようになってきたため、耐震判定委員会の要件を定める必要があるとの意見も出されるようになってきた。

そこで、平成 21 年に基本的な事項に関してのみ登録要綱を定め、かつ、耐震判定委員会委員の名簿を公表することにより第三者性を担保するよう努めてきたものである。

しかしながら、今般の耐震改修促進法の改正により一定の用途、規模などの既存建築物には耐震診断が義務付けられ、耐震診断・耐震改修の事業の拡大が予想され耐震判定委員会の新たな設置及び全国耐震ネットワーク委員会への登録も予想されることから、これまで培ってきた全国耐震ネットワーク委員会の社会的信用を保持し、かつ、国及び地方公共団体が耐震判定委員会に支援を要請する際の判断に資するとともに、既存建築物の耐震化

を図ろうとする所有者等を支援するために、以下の観点から、耐震判定委員会登録要綱の改訂を行い、全国耐震ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会の第三者性をより高めようとするものである。

- 1) 耐震判定委員会は、既存建築物の耐震化を推進する国及び所管行政庁（耐震改修促進法）または特定行政庁（建築基準法）を支援するものであること。
- 2) 耐震判定委員会は、既存建築物の耐震化を図ろうとする所有者等を支援するものであること。
- 3) 耐震判定委員会は、耐震診断の結果、あるいは、耐震改修計画が妥当であるか否かを第三者の立場から公正に判断するものであること。
- 4) 耐震判定委員会の委員名簿（氏名・所属等）は、ホームページ等で公表し、委員交代などがあった際には速やかに更新すること。
- 5) 耐震判定委員会を構成する委員の過半は、外部の識者であり、委員数は5名以上であること。
- 6) 判定は、耐震判定委員会の委員の合議によるものであること。
- 7) 判定対象建築物に係る委員は、判定には加わらないこと。
- 8) 耐震判定委員会の判定（プロセス、および結果）は、設置者の意向に左右されないこと。
- 9) 耐震判定委員会は、建築物の耐震性を判定した場合、その責任を明らかにするため、判定書を作成すること。

耐震判定委員会 登録要綱（抄）

平成 21 年 7 月 28 日 制定

平成 23 年 2 月 1 日 改訂

平成 24 年 6 月 26 日 改訂

平成 25 年 7 月 9 日 改訂

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

（目 的）

- 第 1 条 この要綱は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（以下「全国耐震ネットワーク委員会」という。）規約第 8 条第 2 項に基づき、全国耐震ネットワーク委員会参加団体が耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会（以下「耐震判定委員会」という。）を登録することについて必要な事項を定める。
- 2 耐震判定委員会は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針またはこれと同等と認定された耐震診断法により既存建築物について行った耐震診断の結果または耐震改修計画の妥当性について判定を行うことにより、国及び耐震改修促進法の規定による所管行政庁または建築基準法の規定による特定行政庁（以下「所管行政庁等」という。）における既存建築物の耐震化推進の支援及び既存建築物の耐震化を図ろうとする所有者等の支援を行うものである。
- 3 この登録制度は、登録された耐震判定委員会の情報を広く国民に公開し、耐震判定依頼者等が耐震判定委員会の状況を理解するとともに、耐震判定委員会において適切な耐震判定が行われることに資することを期待するものである。

（登 録）

- 第 2 条 耐震判定委員会を設置した全国耐震ネットワーク委員会参加団体（以下「設置者」という。）は、別に定める登録申請書（様式 1）（略）により、全国耐震ネットワーク委員会に当該耐震判定委員会の登録の申請をすることができる。
- 2 全国耐震ネットワーク委員会幹事会は、第 4 条の要件及び判定実績等を総合的に判断し、登録の可否を決定し、全国耐震ネットワーク委員会に報告する。

（判定の責任）

- 第 3 条 設置者及び耐震判定委員会は、判定依頼者との間で合意した契約に基づき、適切な耐震判定を行うものとし、判定の責任を負うものとする。

2 耐震判定委員会が行った判定について、全国耐震ネットワーク委員会は責任を負わないものとする。

(登録する耐震判定委員会の要件等)

第4条 登録する耐震判定委員会の要件は以下とし、これらは当該耐震判定委員会の設置規程及び関係資料により明確であるものとする。

(1) 耐震判定委員会

① 耐震判定委員会は、いずれかの所管行政庁等の指導、協力等により設置されているものであること

これを証する書類として、登録を申請する設置者は、申請時に次の何れかの書類を提出するものとする。

イ 所管行政庁等が、既存建築物の耐震化推進の施策に基づき、耐震判定委員会の指定等を行っている場合は、その指定書等(写し)

ロ 所管行政庁等が、既存建築物の耐震化推進の施策に基づき、指定耐震判定委員会等として名簿を作成している場合はその名簿及び根拠となる書類(写し)

ハ 上記と同等とみなされる書類

② 耐震判定委員会の委員構成は、第三者性が保たれ、設置者の意向に関せず公正に判定の判断がされるものとし、原則として外部の学識経験者及び外部の実務経験者等の占める構成比が過半であること

これらは申請する耐震判定委員会の設置規程に明確に記載されているものでなければならず、これを証する書類として、登録を申請する設置者は、申請時に同設置規程を提出するものとする。以下、③及び第5条第1項、第2項について同様とする。

③ 耐震判定委員会の委員数は、委員長を含め5名以上であること

(2) 耐震判定委員会の委員

耐震判定委員会の委員は、建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画の妥当性についての判定に関する経験または建築物の耐震診断、耐震改修計画に係る専門の知識を有していること

これを証する書類として、登録を申請する設置者は、申請時に次の事項を記載した書類を提出するものとする。

イ 委員長、委員等(以下「委員」という。)の区分(様式2)(略)

ロ 委員の氏名、所属等、資格等、外部委員の区分(様式2)(略)

委員は、次に掲げる者の何れかであることとする。

i) 大学の建築工学に関する教授、准教授等

ii) 構造設計一級建築士

iii) 上記と同等以上と認められる者

- ハ 委員個人が、耐震判定委員会において実施した判定実績（様式3）（略）
 - i) 当該耐震判定委員会において実施した判定実績
 - ii) 他の耐震判定委員会において実施した判定実績
 - 二 委員個人が実施した建築物の耐震診断業務、耐震改修計画業務の実績（様式3）（略）
- 2 耐震判定委員会に判定実績がある場合は、別に定める耐震判定委員会実績（様式4）（略）にその実績を記載し提出するものとする。

（耐震判定委員会における留意事項）

第5条 耐震判定委員会の判定については、委員の合議により決定するものであること。

- 2 委員が自ら若しくは委員が所属する法人等に関わった案件については、委員は当該案件の審議には加わらないものであること。
- 3 対象が既存建築物であることから、耐震判定委員会が建築物の状態の確認を行った上で判定した場合は、判定書等にその旨、記載することができる。

（設置者による耐震判定委員会の情報公開）

第6条 設置者は、登録された耐震判定委員会の情報をホームページ及びその他の方法により、広く国民に提供するものとする。

提供する情報は次のとおりとする。

- イ 耐震判定委員会設置規程
- ロ 耐震判定委員会委員名簿（様式2）（略）
- ハ 耐震判定委員会に関する情報（耐震判定委員会の実績（様式4）（略）並びに耐震判定委員会登録シート（様式5（別表を含む。））（略）を含む。）

（登録事項の変更）

第7条 設置者は、登録事項に変更があったときは、速やかに全国耐震ネットワーク委員会に届け出る（様式6）（略）とともに、公表しなければならない。

（設置者及び耐震判定委員会の責務）

第8条 本要綱に規定するものの他、設置者及び耐震判定委員会は以下の責務を負うものとする。

- ① 委員の判定に係る知見の維持、向上
委員が適切な判定を行うため、耐震診断、耐震改修に係る最新の知見を習得し維持することに努めなければならない。
- ② 発行した判定書等（写し）及び関連資料についての適切な保存期間の設定
申込書及び判定書等（写し）については15年とし、関連資料についてはそれぞれ適

切な保存期間を設定する等適切に書類管理を行わなければならない。

③ 判定依頼者及び判定建築物に係る秘密の保持及び個人情報の保護

設置者及び耐震判定委員会は、その関係者を含め、判定依頼者及び判定建築物（判定にかからなかった建築物を含む。）に係る秘密を保持し、それぞれに係る個人情報の保護に努めなければならない。

（登録の期間、更新）

第9条 登録の期間は5年とする。登録の更新を申請する設置者は、登録期限の6月前までに、別に定める登録更新申請書（様式7）（略）により、全国耐震ネットワーク委員会に当該耐震判定委員会の登録更新の申請をすることができる。

2 全国耐震ネットワーク委員会幹事は、第2条第2項の規定を準用し、登録更新の可否を決定し、全国耐震ネットワーク委員会に報告する。

（年次報告）

第10条 登録された耐震判定委員会は、毎年、3月31日現在の耐震判定委員会の状況を、別に定める耐震判定委員会登録シート（様式5（別表を含む。））（略）により、4月末日までに全国耐震ネットワーク委員会に報告しなければならない。

（国民への情報提供）

第11条 全国耐震ネットワーク委員会は、登録された耐震判定委員会の情報をホームページ及びその他の方法により公表し、国民に適切な情報を提供するものとする。

イ 耐震判定委員会設置規程

ロ 耐震判定委員会委員名簿（様式2）（略）

ハ 耐震判定委員会に関する情報（耐震判定委員会実績（様式4）（略）、耐震判定委員会登録シート（様式5（別表を含む。））（略））

（業務停止の届出）

第12条 登録された耐震判定委員会が業務を停止した時は、全国耐震ネットワーク委員会に速やかに届け出なければならない。

（登録の取消）

第13条 登録された耐震判定委員会が本要綱の定め違反し、または耐震判定委員会の運営において特に不適切な事項が判明した場合、若しくは第10条に定める年次報告を怠った場合には、全国耐震ネットワーク委員会幹事は、当該耐震判定委員会の登録の取消の可否を決定し、全国耐震ネットワーク委員会に報告する。

(雑 則)

第14条 この要綱に定めのない事項は、全国耐震ネットワーク委員会幹事会が別に定める。

附 則 (略)